

公益社団法人京都府介護支援専門員会 理事職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は公益社団法人京都府介護支援専門員会（以下「当法人」という）定款第34条に基づき本会の理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、理事とは、理事並びに代表理事たる会長及び副会長をいう。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより当法人業務を執行する。

(会長)

第4条 会長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 代表理事として本会を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集する。
- (3) 常任理事会を招集する
- (4) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

(副会長)

第5条 副会長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 会長を補佐し、本会の業務を執行する。
- (2) 会長に事故があるとき又は欠けたときは、理事会が決定した順序によって会長の業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

(常任理事)

第6条 常任理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- (2) 会長が定める担当業務を分掌し、執行する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

第3章 補 則

(細則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(規程の改正)

第8条 この規程の改正は、理事会の決議による。

2. 改正した場合は、社員総会に報告しなければならない。

附 則

1. この規程は、平成26年1月8日から施行する。